（昭和四十五年三月二十六日　港倉第百号）
改正　（昭和四十五年三月二十六日　港倉第十一号）

臨港倉庫寄託約款（乙）

目　次

第一章　総則（第一条）
第二章　寄託（第二条～第十一条）
第三章　寄託証券（第十二条～第二十条）
第四章　受寄物及びその出庫（第二十一条～第二十四条）
第五章　引受寄託（第二十五条～第二十八条）
第六章　受寄物の処置（第二十九条～第三十一条）
第七章　保管料、倉庫料及び手数料等（第三十二条～第三十五条）
第八章　保管料、手数料等の免除（第三十六条～第四十五条）
第九章　寄託物の滅失、毀損及び延着（第四十六条～第四十九条）
特別約款（第一条～第十条）
冷蔵倉庫寄託約款
第一章　総則（第一条～第七条）
第二章　当事者（第八条～第十一条）
第三章　寄託（第十二条～第二十条）
第四章　受寄物及びその出庫（第二十一条～第二十四条）
第五章　引受寄託（第二十五条～第二十八条）
第六章　受寄物の処置（第二十九条～第三十一条）
第七章　保管料、倉庫料及び手数料等（第三十二条～第三十五条）
第八章　保管料、手数料等の免除（第三十六条～第四十五条）
第九章　寄託物の滅失、毀損及び延着（第四十六条～第四十九条）
特別約款（第一条～第十条）

冷蔵倉庫寄託約款

第一章　総則

（本約款の適用）

第一条　約款第一条第一項に掲げる寄託（以下「寄託」という。）に関する契約（以下「寄託契約」という。）については、当会社が別に定めた寄託証券（以下「証券」という。）を発行しないこと、この約款に定めない事項については、当会社の営業倉庫寄託約款（以下「営業約款」という。）による。

二　この約款に違いない事項は、当会社の営業時間（以下「営業時間」という。）内に、寄託者が当会社に対して、この約款と異なる意思表示をしたときは、その意思表示による。

三　前項の意思表示は、営業約款に優先して適用する。

第二章　寄託

（営業時間）

第二条　営業約款第二条第一項に掲げる営業時間は、当会社の営業時間と同一とする。

二　当会社は、営業時間を変更したときは、その旨を寄託者に通知する。

三　前項の通知は、当会社の営業所の掲示場に掲示することをもつてこれに代えることができる。

（寄託の申込）

第三条　寄託をしようとする者は、当会社に対し、寄託する物（以下「寄託物」という。）の種類、数量、品質その他寄託物を特定するに足りる事項を記載した書面を提出して、寄託の申込をしなければならない。

二　当会社は、寄託物の保管に支障がないと認めるときは、前項の申込を承諾することができる。

三　当会社は、前項の承諾をしたときは、寄託者に対し、寄託証券を交付しなければならない。

（寄託物の検査）

第四条　当会社は、寄託物の種類、数量、品質その他寄託物の状態を検査することができる。

二　当会社は、寄託物が次の各号のいずれかに該当するときは、その寄託物の保管を拒絶することができる。

一　法令の規定により当会社が保管することを禁ずられているもの

二　当会社の保管設備、保管の技術その他の事情により当会社が保管することが適当でないと認められるもの

三　その性質、容積、重量、形状、荷造りの状態その他の事情により当会社の他の寄託物に損傷を及ぼすおそれがあると認められるもの

四　その他当会社が保管することが適当でないと認められるもの

（寄託物の検査費用）

第五条　前条第一項の検査に要する費用は、当会社の負担とする。

二　前条第二項第一号から第三号までに掲げる寄託物の検査に要する費用は、当会社の負担とする。

三　前条第二項第四号に掲げる寄託物の検査に要する費用は、当会社の負担とする。ただし、その検査の結果、当会社が保管することが適当であると認められるときは、当会社の負担とする。

（寄託物の保管）

第六条　当会社は、寄託物を、その種類、性質、数量、品質その他の事情に応じ、その他の寄託物に損傷を及ぼすおそれがないように、善良な管理者の注意をもつて保管しなければならない。

二　当会社は、寄託物を、その他の寄託物と区別して保管しなければならない。

三　当会社は、寄託物を、その寄託者の他の寄託者の寄託物と区別して保管しなければならない。

（寄託物の保管場所）

第七条　当会社は、寄託物を、当会社の倉庫（以下「倉庫」という。）において保管しなければならない。

二　当会社は、寄託物を、当会社の倉庫以外の場所において保管することができる。

三　当会社は、前項の場合において、寄託物を保管することが適当でないと認められるときは、その寄託物を保管することを拒絶することができる。

（寄託物の保管期間）

第八条　寄託物の保管期間は、当会社が寄託物を受け取つた日から起算して三月とする。

二　当会社は、寄託者が前項の保管期間の満了の日までに寄託物の出庫を請求しないときは、その保管期間を、その日から起算して三月を経過する日まで延長することができる。

三　当会社は、前項の規定により保管期間を延長したときは、その旨を寄託者に通知する。

（寄託物の出庫）

第九条　寄託者は、その寄託物の全部の出庫を請求することができる。

二　寄託者は、その寄託物の一部の出庫を請求することができる。

三　当会社は、寄託者が第一項の規定により寄託物の全部の出庫を請求したときは、その寄託物の保管料、倉庫料及び手数料等（以下「保管料等」という。）の全部を、当会社に支払つた後でなければ、その寄託物の全部を出庫することを拒絶することができる。

四　当会社は、寄託者が第二項の規定により寄託物の一部の出庫を請求したときは、その寄託物の保管料等の一部を、当会社に支払つた後でなければ、その寄託物の一部を出庫することを拒絶することができる。

五　当会社は、寄託者が第一項の規定により寄託物の全部の出庫を請求したときは、その寄託物の保管期間が満了する日までの保管料等の全部を、当会社に支払つた後でなければ、その寄託物の全部を出庫することを拒絶することができる。

六　当会社は、寄託者が第二項の規定により寄託物の一部の出庫を請求したときは、その寄託物の保管期間が満了する日までの保管料等の一部を、当会社に支払つた後でなければ、その寄託物の一部を出庫することを拒絶することができる。

七　当会社は、寄託者が第一項の規定により寄託物の全部の出庫を請求したときは、その寄託物の保管期間が満了する日までの保管料等の全部を、当会社に支払つた後でなければ、その寄託物の全部を出庫することを拒絶することができる。

八　当会社は、寄託者が第二項の規定により寄託物の一部の出庫を請求したときは、その寄託物の保管期間が満了する日までの保管料等の一部を、当会社に支払つた後でなければ、その寄託物の一部を出庫することを拒絶することができる。

（寄託物の出庫期間）

第十条　寄託物の出庫は、当会社が寄託者に対して出庫を請求した日から起算して三日以内に、当会社の倉庫において、寄託者が当会社に対して、その寄託物の出庫を請求した日の翌